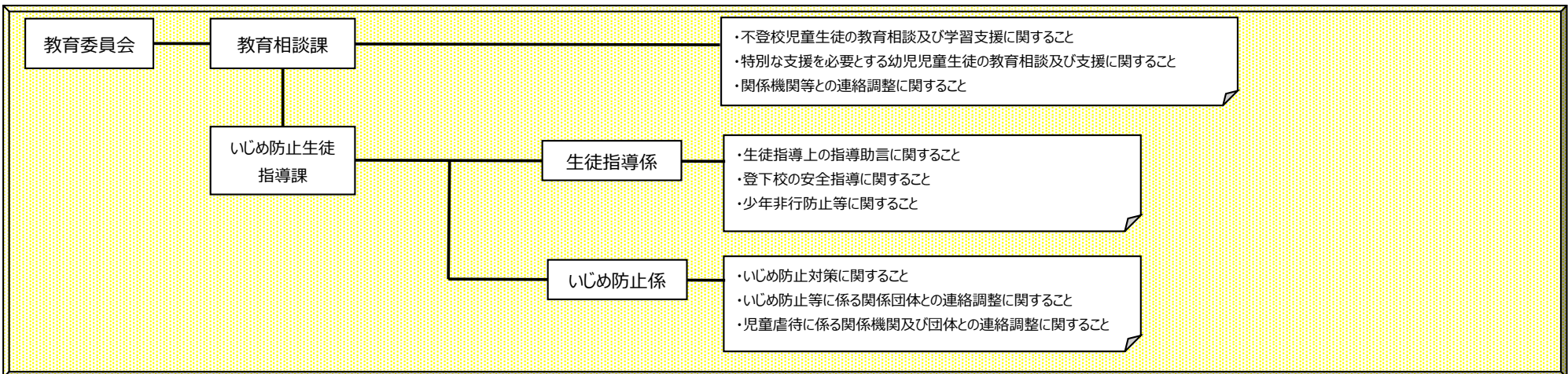
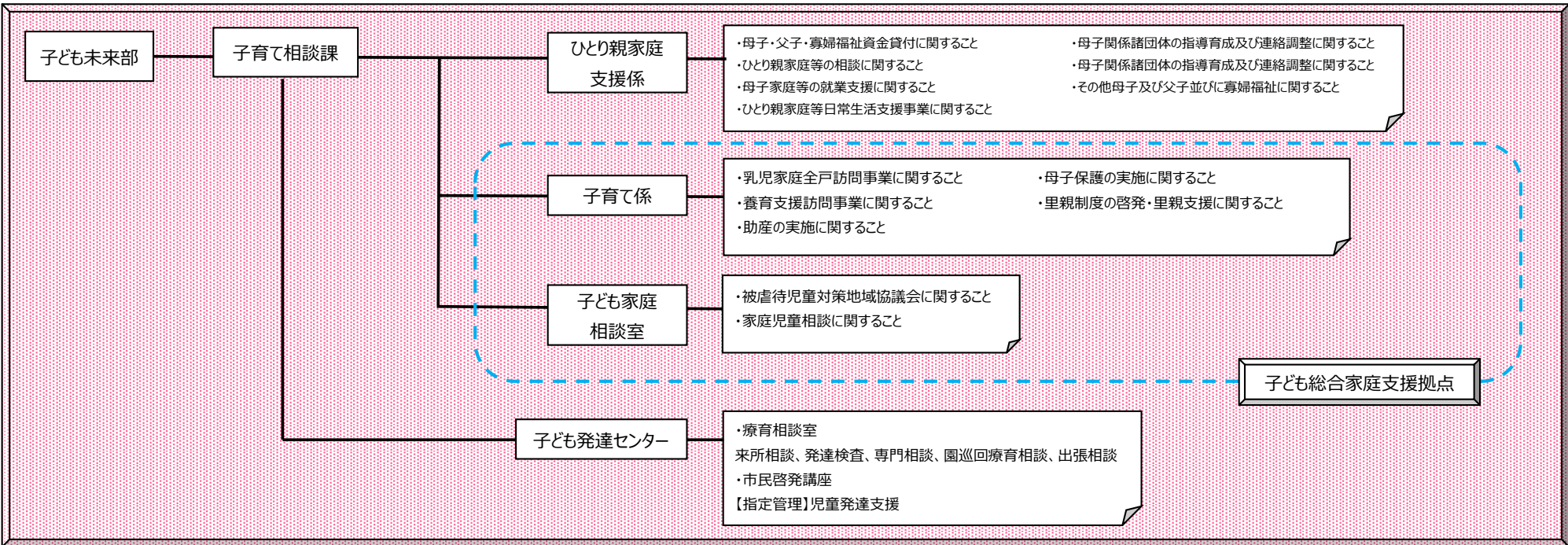
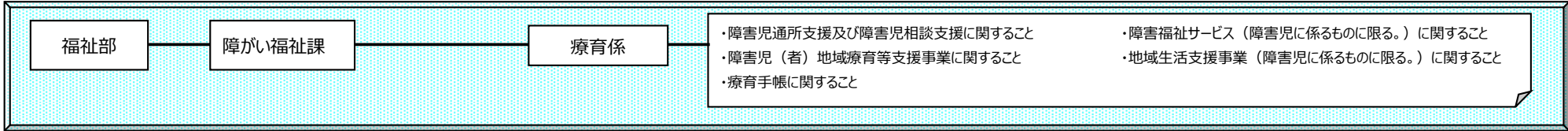


奈良市 現在の関係各課 事務分担（抜粋）

(H30.4現在)

資料 1



現在の障害相談業務の流れ

奈良市

奈良県

現在の担当部署

奈良市が児童相談所を設置することによって、奈良市に移譲される業務

資料2

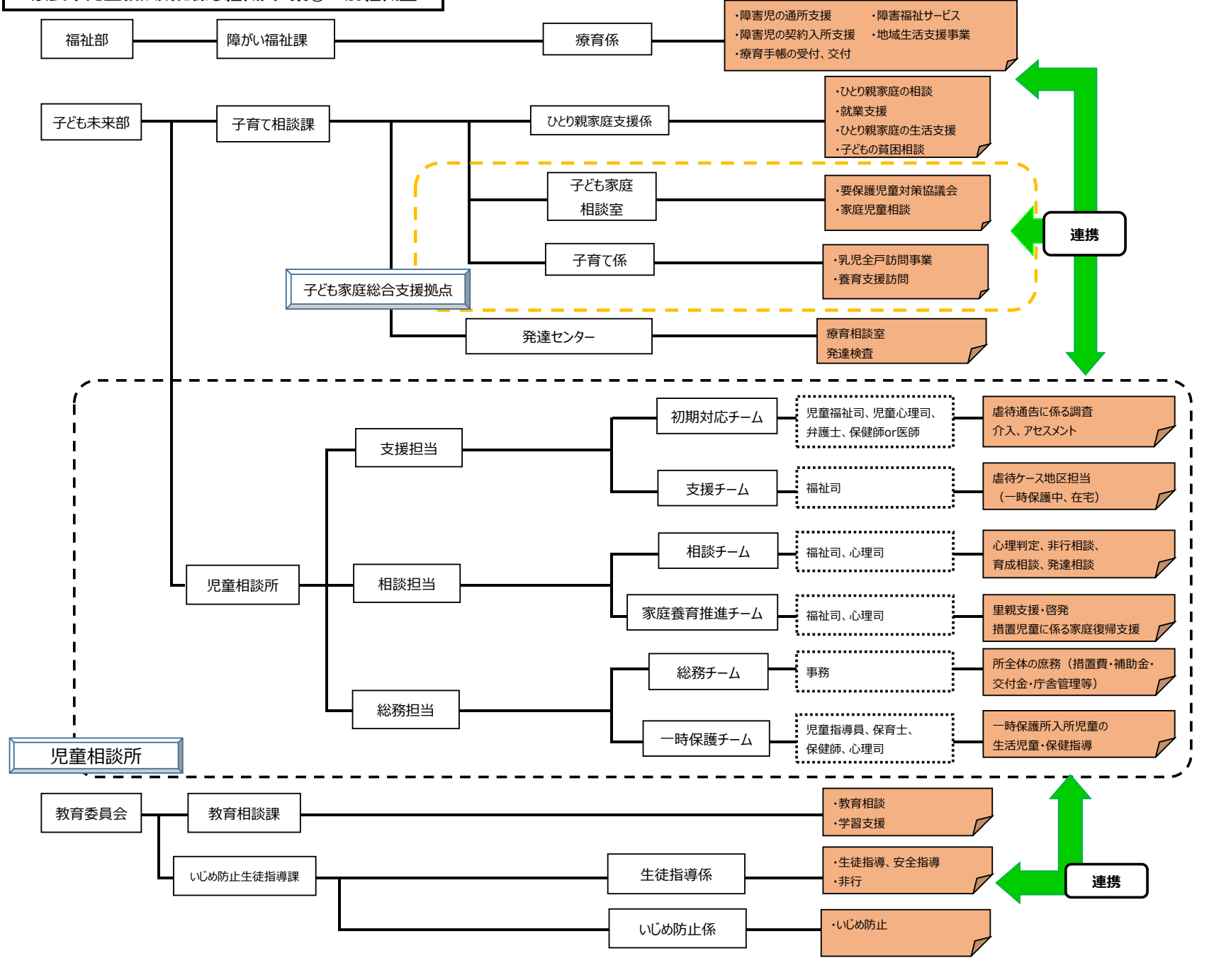
(奈良市18歳未満の該当者数)
平成29年4月1日現在



手帳	療育 (865人)	判定 児童相談所	申請 障がい福祉課	認定・発行 県 知的障害者更生相談所	交付 障がい福祉課	*判定のみ 県 知的障害者更生相談所で
	精神	判定 医療機関	申請 障がい福祉課	認定・発行 県 精神保健福祉センター	交付 障がい福祉課	
	身体障害 (268人)	判定 医療機関	申請 障がい福祉課	認定・発行 障がい福祉課	交付 障がい福祉課	
	特別児童扶養手当	判定 児童相談所 判定 医療機関	申請 子ども育成課	決定・支給 県 子育て支援課		
障害福祉サービス	通所サービス 居宅サービス	申請 障がい福祉課	サービスの利用計画 事業所等	支給決定 自己負担決定 受給者証の発行 障がい福祉課	自己負担金徴収 事業所 給付費支払 障がい福祉課	【介護給付】【訓練等給付】 通所・入所ともに市 障がい福祉課
	契約 (障害児入所施設)	申請 児童相談所	支給決定 児童相談所 所長	自己負担金決定 児童相談所 受給者証の発行 児童相談所	自己負担金徴収 施設 給付費支払 県 障害福祉課	申請 → 認定調査 → 「介護給付のみ」障害区分の認定 → 支給決定
	措置 (障害児入所施設)	措置決定 児童相談所 所長	自己負担金の必要書類徴収 児童相談所	受診券の発行 県 障害福祉課	自己負担金決定 児童相談所 自己負担金徴収 県 障害福祉課 措置費支弁 県 障害福祉課	*原則18歳以上は 障害福祉サービスへ移行
	措置 (児童養護施設等)	措置決定 児童相談所 所長	自己負担金の必要書類徴収 児童相談所	受診券の発行 県 こども家庭課	自己負担金決定 児童相談所 自己負担金徴収 県 こども家庭課 措置費支弁 県 こども家庭課	*原則18歳で 支援は終結

※奈良県規則により、県知事から児童相談所所長に委任されている。

奈良市児童相談所に係る組織図 案①：別組織型



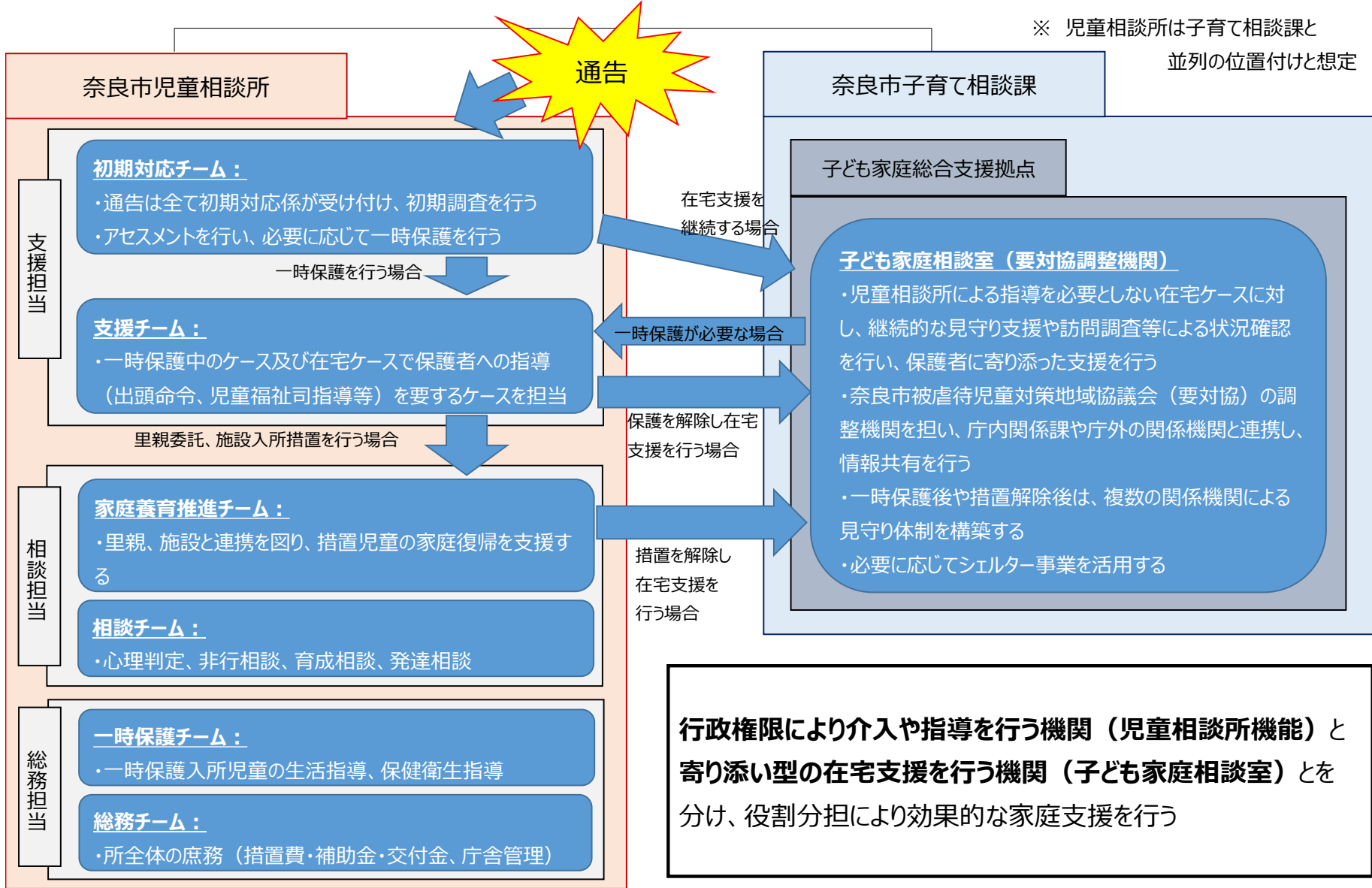
資料 3

- 【特徴】
- ◎ 子ども家庭総合支援拠点と児童相談所を組織上、分離させる。
 - ◎ 現在の奈良県と奈良市の関係や横須賀市などに似た組織。
 - ◎ 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点は並列して位置付けられ、比較的小さな組織で運営できる。
 - ◎ 寄り添い支援をする機関が、介入する機関と明確に分離されることで、保護者からの反発を軽減し、支援しやすい体制がつけれる。
 - ◎ 子ども家庭総合支援拠点等と児童相談所の間で、ケースのすみわけを明確化したり、連携や調整の仕方を組織化することが必要。

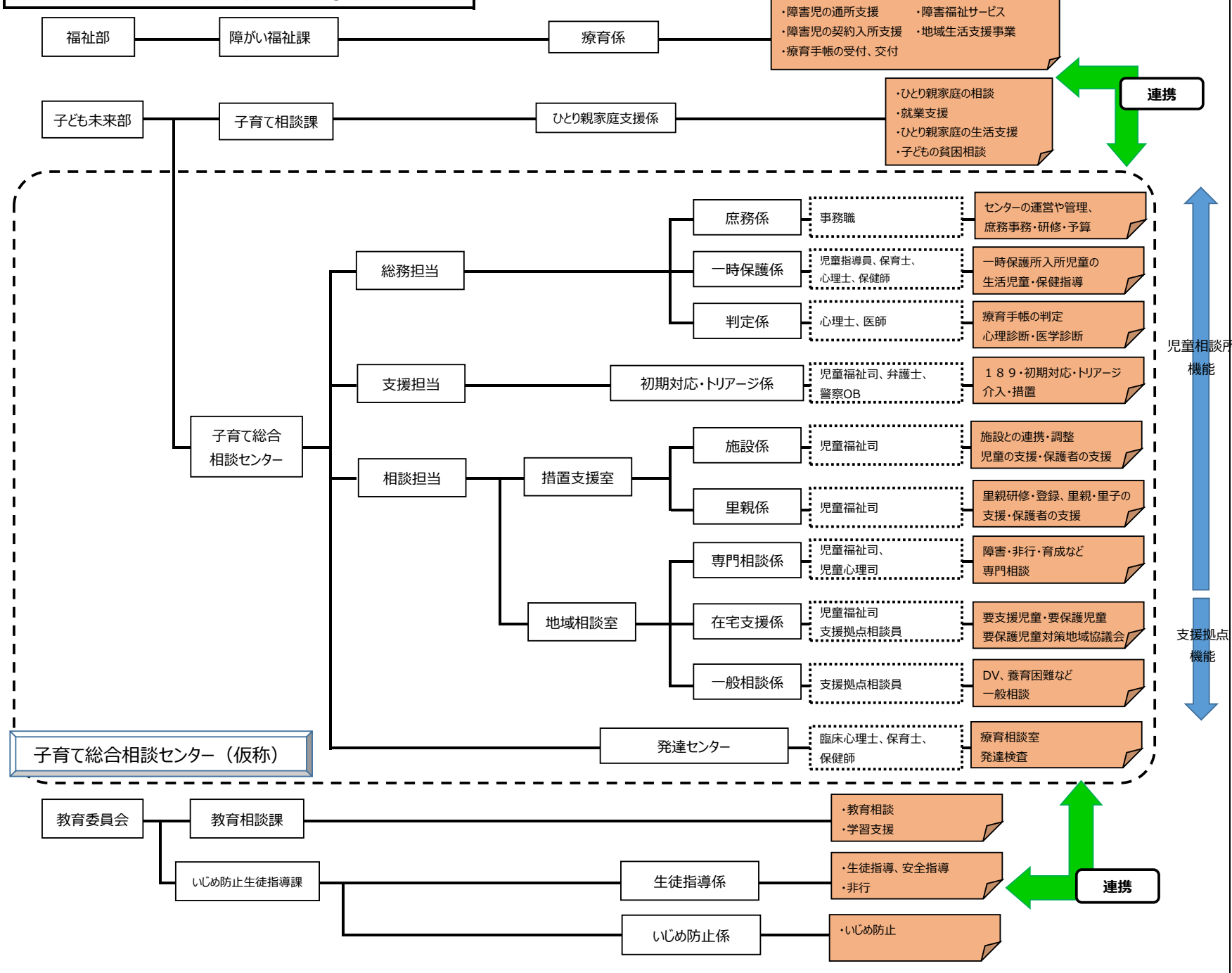
児童相談所設置後の児童虐待ケースにかかる体系図 案①

資料3

※ 児童相談所は子育て相談課と並列の位置付けと想定



奈良市児童相談所係る組織図 案②：統合型



資料4

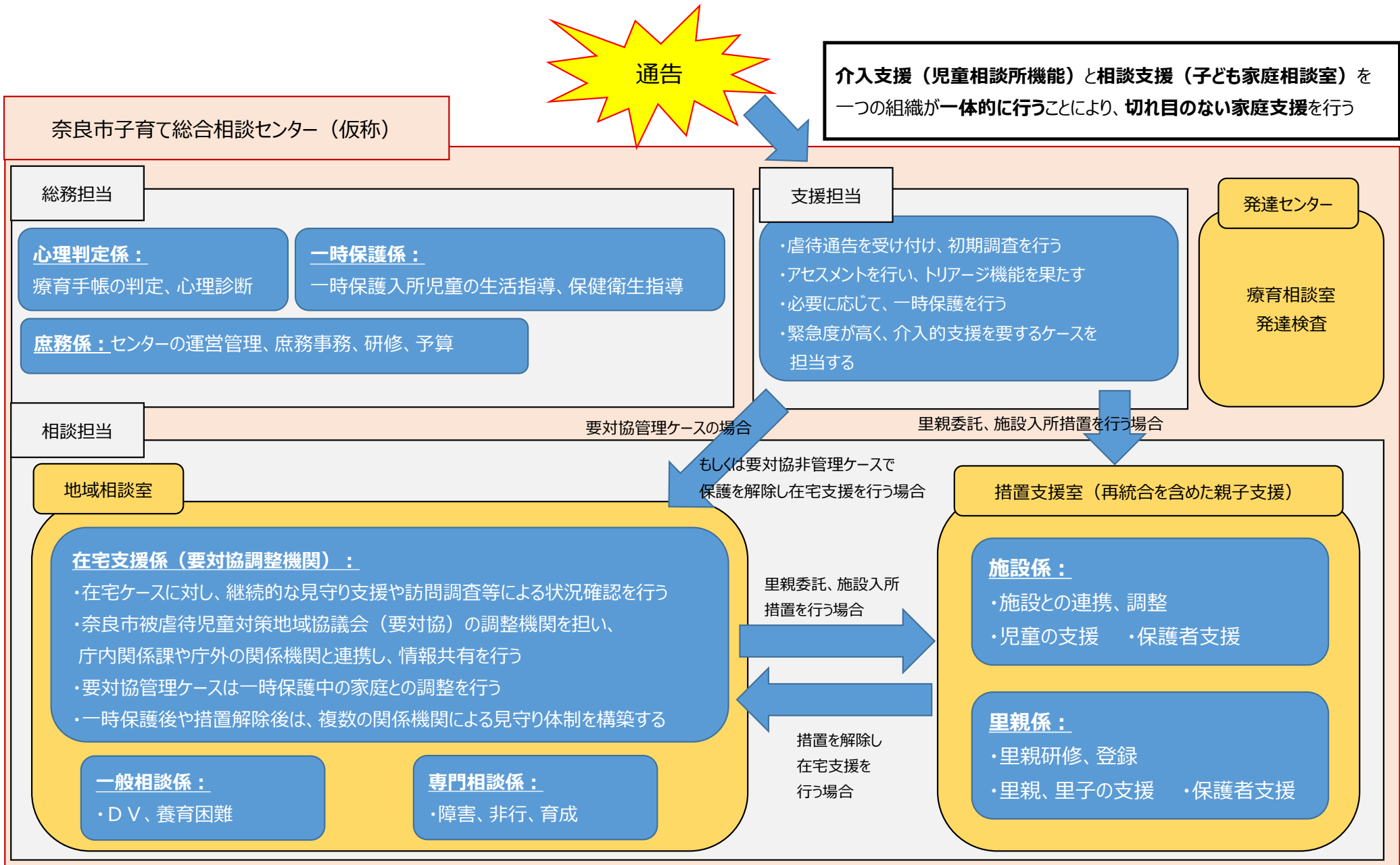
- 【特徴】
- ◎子ども家庭総合支援拠点と児童相談所を一体的に運営。規模は大きくなる。
 - ◎児童相談所と子ども家庭総合支援拠点が同組織となることで、支援と支援の狭間に落ちてしまうことを防ぐ。
 - ◎子ども発達センターを組織の中に取り込み、発達障害等の専門性が必要な子育て相談にも、一体的に対応できる。
 - ◎組織上、支援するところと介入するところが同じなので、保護者との関係性を構築するのが難しい可能性がある。

児童相談所機能
支援拠点機能

連携

連携

児童相談所設置後の児童虐待ケースにかかる体系図 案②



一時保護所の概要

1 設置の目的・設置状況

- 児童福祉法第12条の4（※）に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設
- 児童相談所を置く全ての自治体にあり、全国に136か所設置されている（平成29年4月1日現在）

※児童福祉法第12条の4※
児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない

2 設備の基準

整備費は「次世代育成支援対策施設整備交付金」により児童定員による補助金が活用できる

- 児童の居室・相談室・調理室・浴室・便所（男女別）は必置で、児童人数によりさらに医務室及び静養室を置く

（居室の条件）

1居室定員	児童ひとりあたり面積	乳幼児のみ1居室定員	乳幼児のみひとりあたり面積	その他
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上	年齢等に応じ男女の居室を別にする

3 職員配置

（職員配置基準）

- 児童指導員・保育士・嘱託医は必置で、児童定員により心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員等を置く

2歳以上3歳未満幼児	3歳以上幼児	小学校始期以降児童
2人につき1人以上	4人につき1人以上	5.5人につき1人以上

4 一時保護ガイドライン（厚生労働省より発出予定で、既存の一時保護所はこれを受けて施設や体制の見直し求められる）

- 子どもの安全確保のための「緊急保護」は、子どもの自由な外出を制限する環境で行われるため必要最小限の期間とする
- 「アセスメント保護」は子どもの状況等に適した環境の中で行い、十分な行動観察等により子どもの心身の状況等を把握する
- このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う「短期入所指導」がある
- 個別対応可能な職員配置を行うとともに、子どもの通学や社会生活へ参加する権利を可能な限り保障する
- 里親家庭や委託一時保護を活用することで地域社会への分散化を進め、開放的環境を確保する

5 一時保護所に関する制度改正の動向

- ① 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（平成30年4月1日施行）

「親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならない」

➡一時保護は親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、手続の適正性を一層担保する観点から司法関与を導入

- ② 第三者評価制度の導入

「一時保護された子どもの権利擁護の観点から、第三者機関が一時保護を行う場所の視察や、子供の意見聴取を行う等の仕組みを設けることが望ましい」

